新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じていただいた大規模施設等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について (7月12日以降の時間短縮分)

県では、7月12日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域を変更した上で、 床面積が1000㎡を超える施設等に対し、8月22日まで営業時間の短縮等を要請することとしました。

これに伴い、要請に御協力いただいた大規模施設及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対し、協力金を支給します。

1 支給対象

原則として、令和3年7月12日から8月22日までの全期間、<u>まん延防止等重点措置</u> を講じるべき区域内で要請に御協力いただいた以下の施設等

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市)

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく1,000㎡超の大規模施設(物 品販売業を営む店舗(食品、医薬品等生活必需物資の店舗を除く)、運動施設・遊技場、遊興施 設、サービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)等)
- ・上記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の 事業を営むテナント・出店者等
- ・1,000㎡超のイベント関連施設**等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した 一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等 **集会場、展示場、ホテル・旅館(集会の用に供する部分)、テーマパーク、遊園地等

2 主な支給要件及び支給額

(1) 主な支給要件

- ・20時から翌朝5時まで(イベント開催については21時から翌朝5時まで)営業自粛 すること
- ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は原則として行わないこと。酒類を提供する場合は、11時から19時までとすること。また、1グループは2人までとし、入店から退店まで90分以内とすること(飲食店の取り扱いによる)
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること など

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×42日分

7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16 日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月22日までの日数分を支 給します。

	大規模施設	テナント・出店者等
支給額	休業面積1,000㎡毎に20万円 ×「短縮した時間/本来の営業時間」	休業面積100㎡毎に2万円 ×「短縮した時間/本来の営業時間」

- ※ 大規模施設における支給対象のテナント店舗等数が10以上の場合、1店舗につき 2千円が加算されます。その他の加算等についてはホームページを御参照ください。
- ※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。
- ※ <u>新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更</u>になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

3 予算について

補正予算額 75億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
- ※ 6月議会に補正予算案を計上します。

4 感染拡大防止対策協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金(大規模施設・テナント等)コールセンター

【電話番号】0120-297107

【受付時間】9時から18時まで(土・日・祝含む)